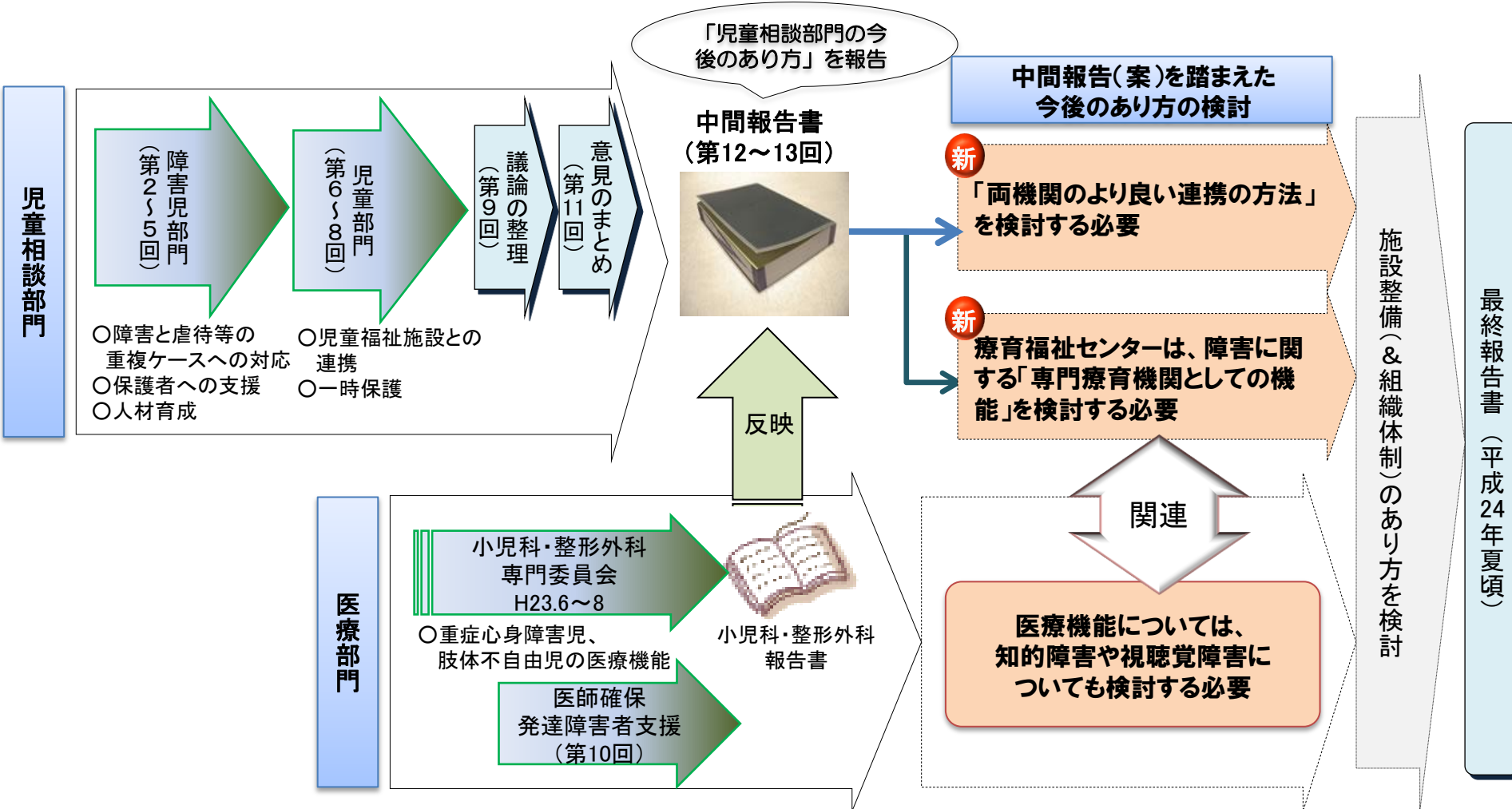


県立療育福祉センター及び中央児童相談所の 今後のあり方を考える会の検討経過

検討経過

- 県立療育福祉センター及び中央児童相談所について、利用者のニーズに合った機能及び支援のより良いあり方を検討するため、平成22年3月から検討を開始した。
- 検討事項のうち、「児童相談部門の今後のあり方」について、『中間報告』をまとめる。



あり方を考える会の検討方法の見直し

今後の検討

- 児童相談部門の中間とりまとめ(案)において、『相談窓口は中央児童相談所に統合し、療育福祉センターは障害に関する専門療育機関とする』方向性が出されたことを踏まえ、今後の療育福祉センターの機能の検討に関しては、施設や業務毎ではなく、ライフステージに応じた支援を念頭におき、専門療育機関として必要な役割を検討する。
- 検討にあたっては、「障害種別毎」に、現行の支援体制の現状と課題等から、中央児相との連携の方法も考慮したうえで、利用者のニーズに合ったより良い支援のあり方を検討する。

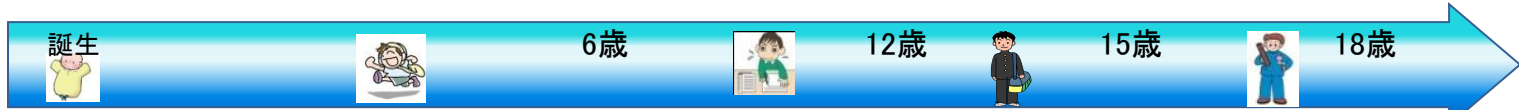
検討の方法

① 「障害児施設のあり方」を集中的に検討
(第13～15回)

② ライフステージに応じたより良い支援のあり方
(第16～17回)
(医療機能や児相との連携方法を含む)

③ 施設整備の検討
(第18～19回)

最終報告書
(24年夏頃)



検討のイメージ

医療機能

保育所支援

相談支援
(障害児支援利用計画)

療育機能
(施設機能)

教育との関係

更生相談

関連機能

肢体不自由

専門委員会による報告

視覚障害

聴覚障害

知的障害

発達障害

第13～17回で検討

関連

「障害児施設のあり方」で検討
(第13～15回で検討)

児童福祉法改正に伴う「児童発達支援センター」機能の検討

- ・通所による支援
- ・保育所等訪問支援
- ・放課後等デイサービス
- ・教育との関係 など

第16～17回で検討

子鹿園分校

盲学校

ろう学校

発達障害者支援センター